

福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、令和5年度福井県公共工事入札監視委員会（第2回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

- 1 日 時 令和6年1月30日（火） 10:00～11:55
- 2 場 所 県庁10階 審問廷
- 3 出席委員 荒井委員、樫尾委員、清水委員、藤井委員、三寺委員（五十音順）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - 1 入札および契約に係る制度の運用について
 - 2 抽出事案審議
 - 3 談合その他の不正行為に関する事項について
- (3) その他
- (4) 閉会

5 会議概要

- (2)-1 入札および契約に係る制度の運用について（令和5年4月1日～令和5年9月30日）
- ・ 契約件数、落札率の状況について説明
 - ・ 指名停止の運用状況について説明
 - ・ 総合評価落札方式の実施状況について説明

Q 工事、測量設計業務委託において随意契約が多い理由として、大半が災害対応であるが、業者選定はどのように行っているのか。

A 工事については、各土木事務所が地元協会と災害協定を締結している。現場事情に精通し、迅速に対応可能な機動力のある地元業者を優先的に選定するにあたり相談を行い、契約している。委託についても同様である。

Q 今回の随意契約の案件は局所的なものが多かった。大規模災害になった場合には、業者奪い合いが想定されることから、各土木事務所において、災害のマニュアル的なものを事前に持っておいた方が選定業者を選んだ理由がわかりやすいのではないのか。

A 応急復旧を第一に考えつつ、業者選定の透明性を確保しながら迅速に対応するよう努めていく。

Q 随意契約で緊急発注する場合は、配置予定技術者等の基準を緩和しているのか。

A 緩和していない。

Q 「2024年問題」で残業規制が厳しくなることから、発注者側から余裕のある工期設定や書類の簡素化など残業を減らすための支援策の検討はあるのか。

A 労働時間を減らすためには、生産性を向上させることが必要であり、具体的方法として、ICTを普及・活用させるための補助金を設置している。また、配置技術者緩和のために工事の始期を業者側で決定できる余裕期間制度（フレックス方式）を導入、令和2年度からは、完全週休2日を導入し、完全週休2日または週休2日に指定発注し、ほぼ全ての工事で、達成しているなど様々なことに取り組んでいる。

- Q 不調・不落発生状況において建築一式の割合が高くなっている理由は何か。
- A 24件の開札に対して5件の不調があり、4件は警察本部発注工事である。資材高騰、労務費単価上昇により、発注する段階で設計額が見合わなかったことから、無理に応札しなかったためと考えられる。

(2)-2 抽出事案審議

ア 抽出事案1

- Q PCB処分について資格はoirないのか。
- A 廃棄物専門業者へ別委託している。
- Q 工事中に大きな損傷が新たに判明した場合はどうするのか。
- A 設計変更で変更契約により対応する場合が多い。

イ 抽出事案2

- Q 他の工事と同一応札は不誠実な行為に当たらないのか。
- A 応札自体は、不誠実な行為に当たらない。
- Q 分割発注する理由は。
- A 分割理由としては、より多くの業者の受注機会の確保や工期短縮が可能になるなどである。
- Q 何分割されているのか。
- A 5分割である。
- Q 分割しても問題はないのか。
- A 発注者側で施工前の確認をしており、特に問題はない。

ウ 抽出事案3

- Q 工期が1年を超過する工事であるが、期間中に価格変動があった場合の対応方法は。
- A 設計変更で対応する。

エ 抽出事案4

- Q 来年度4月から使用できるのか。
- A 4月1日から使用できるように準備している。

オ 抽出事案5

- Q 災害が起こった時に飛ばすためのドローンか。
- A そうである。
- Q 実際災害が起きた時はどうするのか。
- A 事前に登録されたルートを自動飛行し、被災状況を早期に把握する。

(2)-3 談合その他の不正行為に関する事項について

期間中に談合情報が6件あり、いずれも不正行為の疑いが確認できなかったことを報告。